

様式2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

所管課かい名 <u>スポーツ振興課</u>		No. 1
許 認 可 等 の 内 容	由比体育館の利用の許可	
根拠法令等及び条項	静岡市体育館条例第6条第1項	
行政庁	静岡市長	
法 令 の 定 め	静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号） （利用の許可） 第6条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ市長等（静岡市由比体育館にあっては市長を、静岡市由比体育館以外の体育館にあっては指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 2 市長等は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。 （利用の不許可） 第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の利用を許可しないことができる。 （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （2）その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。 （3）体育館の管理上支障があると認めるとき。 （4）前3号に掲げる場合のほか、その利用を不適當と認めるとき。	
	審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由) 別紙のとおり
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定（令和7年4月1日最終設定）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数10日（休日を含む。）
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）

(別紙)

利用を許可しない場合を例示すると次のとおり。

- ①青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。
- ②指定暴力団等、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長する恐れがある団体が利用をしようとするとき。
- ③定員を超える利用のとき。
- ④当該利用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ⑤火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用をする場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- ⑥当該利用に伴い多数の人数が集まることにより、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- ⑦過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。
- ⑧宗教上の式典その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- ⑨主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- ⑩申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
- ⑪故意に使用料を納付しないおそれがあると認められるとき。
- ⑫施設利用抽選において不正があったと認められるとき。
- ⑬個人的営利を目的とした活動（レッスンや教室）と認められるとき。
- ⑭利用者間のトラブルなど、他の利用者に迷惑が及ぶと認められるとき。
- ⑮施設を故意に破壊し、又は破壊するおそれがあると認められるとき。
- ⑯施設や備品等の損壊や不具合など、施設管理上の必要があるとき。
- ⑰選挙や大規模イベント（プロサッカー、マラソン大会等）の開催等、施設運営上の必要があるとき。
- ⑱その他上記基準に準ずると認められるとき。